

## 平成27年12月4日から平成28年2月9日までに規制所管府省から提出された規制シート一覧

## ○ 規制改革会議において再検討が必要と判断した規制について（規制改革ホットラインに寄せられた提案事項）

項目		府省庁	ページ
投資促進等WG	普通自動車乗車定員規制見直し	警察庁	1
	自動車検査証の有効期間（自動車の車検期間）	国土交通省	3
	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制	公正取引委員会	5
	国のリース契約の長期継続契約化	財務省	8
	教科書の定義 [3件]（注）	文部科学省	10

（注） 第57回規制改革会議において、平成27年1月28日から同年12月3日までに規制所管府省から提出された規制シートについて、各ワーキング・グループで確認した結果が報告されたところ、これを受けて修正を行った規制シートの提出があったもの。

## ○ 規制改革会議における審議事項に関連する規制について

項目		府省庁	ページ
投資促進等WG	第二種免許の運転免許試験の受験資格	警察庁	16
	教習指導員及び技能検定員の年齢要件	警察庁	18
	家庭用品品質表示の国際整合化	消費者庁	20

# 規制シート

(別紙1)

070196001050004

平成28年1月21日

規制の名称	普通自動車乗車定員規制見直し	所管府省	警察庁
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条及び第85条並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	交通局運転免許課長 郷治 知道
規制目的	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため。		
規制内容の概要	普通自動車を運転しようとする者は普通自動車免許を、中型自動車を運転しようとする者は中型自動車免許をそれぞれ受けなければならないところ、普通自動車と中型自動車を区分する基準の一つとして、普通自動車については乗車定員が10人以下のものと、中型自動車については乗車定員が11人以上29人以下のものとされている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>マイクロバス等の乗車定員が11人以上の自動車は、セダン型やミニバン型の普通乗用車と比較すると一般に車体が大きく、また、乗車定員の多い自動車を運転することはそれだけ多くの人命を預かることとなることから、より高度な運転技能が求められる。</p> <p>このような理由から、11人以上の自動車を運転する際には普通免許よりも上位の中型免許以上の免許が必要とされているのであり、乗車定員の要件を緩和することは、交通安全上適当でないと考えている。</p> <p>また、平成27年中の交通事故死亡者数は4117人と、15年ぶりの増加に転じ、第9次交通安全基本計画において掲げられた政府目標を達成できなかった。このような交通事故実態を踏まえても、交通死亡事故を増加させる一因となり得るような制度見直しは困難であると考えている。</p> <p>なお、主要国の中で、乗車定員により免許を区分していない国はなく、交通事故率の低いとされる西洋諸国においては、車体の大きさが同じであっても乗車定員9人以下の自動車と乗車定員10人以上の自動車とで運転に必要な免許を区分し、乗車定員10人以上の自動車を運転するためにはより厳格な要件の免許を受けなければならないこととされている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート

(別紙1)

190195101850002

平成28年1月25日

規制の名称	自動車検査証の有効期間(自動車の車検期間)	所管府省	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第61条、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第37条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	自動車局整備課長 板崎 龍介
規制目的	自動車は、交通事故、環境汚染により自動車使用者自身の生命、身体のみならず、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しているため、自動車の安全及び環境に関する基準を定め、この基準に適合することを一定期間毎に検査することにより、安全性の確保と環境の保全を図っている。		
規制内容の概要	自動車検査証の有効期間については、効果的に使用過程における自動車の安全の確保や公害の防止を図るため、自動車の不具合発生状況、使用実態、保守管理状況、公共性、事故発生時の被害や加害性の大きさを総合的に検討し、使用者にとってのわかりやすさや諸外国の状況も考慮しつつ、乗用車、トラック等の車種毎に設定している。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	二輪の小型自動車の自動車検査証の有効期間の延長(初回2ヵ年から3ヵ年) 交付:平成18年5月19日 施行:平成19年4月1日	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	車検期間については、自動車に不具合発生状況、使用実態、保守管理状況、公共性、事故発生時の被害や加害性の大きさを総合的に検討しているところであるが、これらの状況に大きな変化がない現状では車検期間の延長は困難と考えている。今後とも、これらの状況を継続的にチェックして参りたい。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート

(別紙1)

060194700540001

平成28年1月20日

規制の名称	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制	所管府省	公正取引委員会
根拠法令等	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	経済取引局企業結合課長 品川 武
規制目的	<p>独占禁止法による企業結合規制は、事業支配力の過度の集中が生じたり、競争制限的な市場構造が創出・形成されたりすることを未然に防止し、これにより我が国市場における公正かつ自由な競争を維持・促進することを目的とする。このうち、独占禁止法第11条による規制を含む一般集中規制は、国民経済全体における特定の企業グループへの経済力の集中等を防止するものであり、競争が行われる基盤を整備することにより市場メカニズムが十分に機能するようにするための規定である。同条による規制の趣旨は以下のとおりである。</p> <p>① 事業支配力の過度の集中の防止 金融会社は融資を通じた企業支配の可能性を有しており、これに株式保有が加わればその可能性が更に大きくなると考えられることから、金融会社を中心として事業支配力が過度に集中することとなることを防止</p> <p>② 競争上の問題の発生の防止 (a)金融会社が事業会社と結び付くことにより、事業会社に対して信用状態に比して著しく有利な条件で融資が行われるなど、当該事業会社の属する市場での競争が歪められる可能性や、(b)金融会社と事業会社が結び付くことにより、金融会社が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取り扱う商品の購入を要請するなど、不公正取引の素地が形成される可能性を防止</p>		
規制内容の概要	<p>・独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制している。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得等することによる議決権の保有等(信託勘定での議決権の保有)については、同項の適用が除外されている。</p> <p>・同条第2項では、第1項第3号の場合にあつては、信託銀行が委託者又は受益者から指図を受けず議決権を行使できるような場合に限り、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするとき、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされている。</p> <p>・この制限を超過する信託勘定での議決権の保有は、認可制度の運用において、信託勘定で保有する議決権が銀行勘定で保有するものとは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること等の要件を満たせば、期限を付さず認められる。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p>	<p>信託勘定で保有する議決権について、要望主体は、信託法等の法令に則り受益者の利益のために行使する旨を主張するが、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができることに は違いがなく、受益者の利益に反する行使が制限されることがあるにすぎない。また、信託勘 定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確 保については、法令上、これが担保されているものではない。独占禁止法第11条による信託勘 定での議決権保有の規制の根拠は、信託銀行が自己の意思に基づき議決権を行使すること ができる点にあるところ、信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のお それの有無は、認可制度を通じて審査される必要がある。 他方、信託勘定で保有することと銀行勘定で保有することの差異については、認可制度の運 用において斟酌されている。具体的には、信託財産で保有する議決権について、銀行勘定で 保有するものとは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされている 等の要件を満たせば、5%を超過する議決権の保有は期限を付さず認められている。こうした 認可制度の運用における要件等は要望等を踏まえて大幅に緩和されたところである(平成26 年4月)。</p>	<p>規制の維 持、改革又 は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する 場合の改革の方 向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>—</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>



# 規制シート

(別紙1)

140194700340001

平成28年1月12日

規制の名称	国のリース契約の長期継続契約化	所管府省	財務省
根拠法令等	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	主計局法規課 課長 青木 孝徳
規制目的	国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。		
規制内容の概要	<p>国が複数年度契約を行う場合には、予算内容の一つである国庫債務負担行為(予算「丁号」)として国会の議決を経なければならない。</p> <p>ただし、翌年度以降にわたって電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を行う場合には、会計法に基づく長期継続契約により、国会の議決を経ることなく契約することができる。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>複数年度にわたって締結することが適当な契約については、契約を担当する各省各庁において、国庫債務負担行為を活用することとなっています。これは、憲法第85条において、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。」(財政処理権限の国会議決原則)とされていること、財政法第15条において、「法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。」とされていることを踏まえたものです。</p> <p>他方、会計法に基づく「長期継続契約」は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、且つ、支払額がその使用量に応じて事後的に決定される等の理由により国庫債務負担行為の予算計上に馴染みにくい①電気、②ガス、③水、④電気通信に限って、例外的に(国庫債務負担行為の予算計上を行い、国会の議決を経ることなく)複数年度契約を締結できるとしているものです。</p> <p>OA機器や車両のリースのような契約を「長期継続契約」の対象に加えるべきとのご提案については、上記のとおり、例外的に複数年度契約を可能としている「長期継続契約」の趣旨には馴染まず、憲法第85条の趣旨を踏まえれば、適当ではないと考えております。</p> <p>よって、複数年度にわたって締結することが適当な契約については、各省各庁の判断の下、財政処理の基本原則に従い、国庫債務負担行為を活用していくことが適当であると考えます。</p> <p>(注)そのほか、契約の年限(最長5年)がある国庫債務負担行為ではなく、契約の年限がない「長期継続契約」によることで、競争が働かなくなり、他の事業者の受注機会が奪われるおそれがあること、さらに、毎年度入札を行うことが適当な契約についてまで、「長期継続契約」により複数年度契約が締結されることで、国の経済的利益が損なわれることが考えられます。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート

(別紙1)

150194700260001

平成27年2月13日

規制の名称	教科書の定義	所管府省	文部科学省
根拠法令等	学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第1項、附則第9条	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	— (法の制定時には紙媒体以外の教科書が想定されていなかったことから、現行においても紙媒体の教科書のみが認められているものであり、現在、教科書が紙媒体に限定されていることについて、規制目的に該当する事由はない。)		
規制内容の概要	現時点においても、副教材としていわゆるデジタル教科書を用いることは可能であるが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月知的財産戦略本部決定)、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うなどとされているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上記のスケジュールに則り、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定である。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート

(別紙1)

150194801320001

平成27年2月13日

規制の名称	教科書の定義	所管府省	文部科学省
根拠法令等	教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	— (法の制定時には紙媒体以外の教科書が想定されていなかったことから、現行においても紙媒体の教科書のみが認められているものであり、現在、教科書が紙媒体に限定されていることについて、規制目的に該当する事由はない。)		
規制内容の概要	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項における「教科書」としていわゆるデジタル教科書を発行することは、同条では電子データによるものも教科書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月知的財産戦略本部決定)、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うなどとされているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上記のスケジュールに則り、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定である。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート

(別紙1)

150196301820001

平成27年2月13日

規制の名称	教科書の定義	所管府省	文部科学省
根拠法令等	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第2条第2項	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	— (法の制定時には紙媒体以外の教科書が想定されていなかったことから、現行においても紙媒体の教科書のみが認められているものであり、現在、教科書が紙媒体に限定されていることについて、規制目的に該当する事由はない。)		
規制内容の概要	いわゆるデジタル教科書を義務教育諸学校の無償措置に関する法律第2条第2項における「教科用図書」として無償措置の対象とすることは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていない。	関連する予算	義務教育教科書購入費(平成26年度予算約413億円)
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月知的財産戦略本部決定)、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うなどとされているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上記のスケジュールに則り、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定である。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>



## 規制シート

(別紙1)

070196001050005

平成28年1月21日

規制の名称	第二種免許の運転免許試験の受験資格	所管府省	警察庁
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第96条第5項	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	交通局運転免許課長 郷治 知道
規制目的	他人の生命を預かる旅客自動車の運転が安全に行われるようにするため。		
規制内容の概要	第二種免許を受けようとする者は、21歳以上、かつ、普通免許等の一定の免許を受けていた期間が通算して3年以上でなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>自動車等の運転は、それ自体危険を伴う行為であることから、運転技能や事故実態等に照らし、運転免許が区分されている。</p> <p>第二種免許については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅客自動車の運転者は一般に一日の走行量及び輸送人員が多いこと</li> <li>○ 旅客自動車の運転者は乗客の指示による急な方向転換等に対応するため、通常より高度の運転技能や知識が必要とされること</li> <li>○ 旅客自動車による事故は多くの人命を損ないかねないこと</li> </ul> <p>等を踏まえ、他人の生命を預かる旅客自動車の運転がより安全に行われるようにすることを目的として、第一種免許よりも厳格な要件が設けられている。</p> <p>このように厳格な要件が設けられているにもかかわらず、平成26年中において、タクシー等の事業用乗用自動車(特殊車等を除く。)が第一当事者となった交通事故件数は、当該自動車1万台当たり約516.41件と、自家用乗用自動車(特殊車等を除く。)の約66.07件に比べ、約7.8倍となっている。</p> <p>また、平成27年中の交通事故死亡者数は4117人と、前年比4人増となり、15年ぶりの増加に転じ、第9次交通安全基本計画において掲げられた政府目標を達成できなかった。また、同年中におけるタクシーの死亡事故死者数は49人と、前年比7人増となっている。</p> <p>以上のような制度趣旨や交通事故の現状を踏まえると、タクシー等の運転に必要な第二種免許に係る受験資格を緩和することは交通安全上適当でないと考えている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート

(別紙1)

070196001050003

平成28年1月21日

規制の名称	教習指導員及び技能検定員の年齢要件	所管府省	警察庁
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2及び第99条の3	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	交通局運転免許課長 郷治 知道
規制目的	指定自動車教習所における適正な教習及び技能検定の実施を確保するため。		
規制内容の概要	<p>教習指導員となるためには、都道府県公安委員会から教習指導員資格者証の交付を受ける 必要があり、その要件として、21歳未満の者に該当しないこと等が定められている。 技能検定員となるためには、都道府県公安委員会から技能検定員資格者証の交付を受ける 必要があり、その要件として、25歳未満の者に該当しないこと等が定められている。</p>	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	<p>教習指導員は、免許を受けようとする者に対して自動車の運転に関する技能及び知識につ いて教習を行うこととされているが、自動車の運転はそれ自体、危険を伴う行為であること から、教習指導員は、免許を受けようとする者に対して適切な指導を行い、自動車の運転に 関する技能及び知識を十分に身に付けさせることができる者である必要がある。 このため、教習指導員には、道路交通の場における多種多様な自動車に関する知識、一定 の成熟性等が必要であり、大型免許や第二種免許を取得することもできない年齢にまで要件を 緩和することは適当でないと考えている。 また、技能検定員は、教習を終了した者に対し技能検定を行い、合否を判断し、その合格者 が自動車の運転に必要な技能を有していることを対外的に証明することとされている。そし て、技能検定に合格した者は、運転免許試験の技能試験が免除されることとされている。こ のような、公安委員会が行う運転免許試験の一部を代替するともいえる厳正な判断が求 められる業務に従事する技能検定員には、成熟性の観点から更に厳格な要件が必要など ころ、年齢要件を引き下げることは適当でないと考えている。 また、平成27年中の交通事故死亡者数は4117人と、15年ぶりの増加に転じ、第9次交 通安全基本計画において掲げられた政府目標を達成できなかった。このような交通事 故実態を踏まえても、交通死亡事故を増加させる一因となり得るような制度見直しは 困難であると考えている。</p>	規制の維 持、改革又 は新設の別	規制の維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

## 規制シート

(別紙1)

090196201040001

平成28年1月21日

規制の名称	家庭用品品質表示の国際統合化	所管府省	消費者庁
根拠法令等	家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消費者庁表示対策課長 真淵 博
規制目的	家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護すること。		
規制内容の概要	一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち品質識別が著しく困難であり、かつ品質を識別することが特に必要なものであって政令で定めるものを家庭用品と定義し(第2条第1項)、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定めており(第3条)、当該事項等を遵守しない事業者に対し、表示等に関する指示及び公表(第4条)並びに命令(第5条～第7条)を行うことができる。また、この法律に基づき、必要な限度において、報告の徴収及び立入検査(第19条)を行うことができる。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において①「政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。」、②「各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。」、③「消費者の利益の擁護及び増進の観点を基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法(下位規範を含む。)を英文化する。」とされたことを受け、政令、内閣府令及び告示の改正に向けて作業を行っている。	規制の維 持、改革又 は新設の別	改革
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	上記①について、家庭用品の品目指定の在り方を見直し、政令において全品目を指定することを改め、政令では一部の品目を定めるに留め、その他の品目については内閣府令で定めることとするよう政令及び内閣府令の改正作業を行っている(平成28年4月1日施行予定)。②及び③については、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品各分野の事業者等と、専門的・技術的観点から実現可能性のある改正の方向性を具体的に検討し、素案の策定を行っているところである。また、③に関連し、国際規格に合わせてJIS規格が改正されたことを受け、平成27年3月に洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程を改正し公布したほか、現在電気冷蔵庫に関する電気機械器具品質表示規程の改正作業も行っている。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成32年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>